

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金	事業開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	生活習慣病対策室	生活習慣病対策室 宮崎 雅則		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	たばこ枠組条約第24条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在および将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。</p> <p>この条約は、これまで各国が個別に実施していた、たばこ対策について国際協力の枠組みを与える第一歩となるものであり、この条約の発効は、たばこ対策についての国際的な取組みを進める上で大きな意義がある。</p>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」締約国会議事務局が下記の任務を遂行するにあたっての経費を負担する。</p> <p>①締約国会議及び補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。 ②この条約に従って事務局が受領した報告を送付すること。 ③締約国がこの条約に従って情報を取りまとめ及び送付するに当たり、その要請に応じて当該締約国に対する支援を提供すること。 ④締約国会議の指導の下にこの条約に基づく事務局の活動に関する報告を作成し、及びこれを締約国会議に提出すること。 ⑤締約国会議の指導の下に、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体との必要な調整を行うこと。</p>					
実施状況	<p>締約国会議開催の経費や各国報告書提出のための支援、たばこ規制関連ガイドライン(たばこ製品の含有物に関する規制、情報開示に関する規定等)の策定等技術的・専門的な措置に使われている。</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	204	100	91	83	83
	執行額	204	100	91		
	執行率	100.0	100.0	100.0		
	総事業費(執行ベース)	8,010,000米\$	4,005,000米\$	4,005,000米\$		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<p>我が国は支出先であるたばこ規制枠組条約締約国会議が予算や実施事業等を決定するたばこ規制枠組条約締約国会議等へ政府代表を派遣し、意見を述べることで我が国の財政支援が的確に使用されるよう努めている。</p>				
	見直しの余地	<p>国際条約の規定に基づく、分担金であり、今後も、たばこ枠組条約締約国会議が行われ、たばこ対策を強力に推進することが求められており、2008年11月南アフリカで開催されたたばこ規制枠組条約第3回締約国会議において、2010年から2011年度の条約事務局費用(条約第24条3に基づく活動費用)として、801万ドルが承認され、日本政府は、従来どおり22%を自発的分担金として負担することが定められている。</p>				
予算監視の所見率化	<p>国際機関に対する分担金であるため、効率化は困難と考えられるが、有効に活用されるよう国際機関に働きかけるなど適切な執行に努めること。</p>					
補記						

厚生労働省
91百万円

たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金を拠出



【国際分担金等】

A.世界保健機関
91百万円

・締約国会議開催の経費や各国報告書提出のための支援、
たばこ規制関連ガイドライン(たばこ製品の含有物に関する
規制、情報開示に関する規定等)の策定等技術的・専門的
な措置に使われている。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.世界保健機関			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分担金	たばこ規制枠組条約第24条に基づく分担金	91			
計		91	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0